

Institute for Advanced Research, Nagoya University



名古屋大学高等研究院

## 金融システム研究プロジェクト・ニュースレター

(発行責任者: 大学院経済学研究科教授 家森信善)

E-mail:yamori@soec.nagoya-u.ac.jp

### [著書の紹介]

#### 『地域金融システムの危機と中小企業金融』



「経済・金融再生のための金融システム改革の研究」プロジェクトの実施期間は2005年3月までですので、計画期間のほぼ半分が過ぎたことになります。このたび、『地域金融システムの危機と中小企業金融 信用保証制度の役割と信用金庫のガバナンス』というタイトルの著書を千倉書房から刊行しました。これはいわば、本プロジェクトの中間報告書に相当するもので、後半の研究プロジェクトの基礎になります。今回の本ニュースレターでは、本書の概要をご紹介したいと思います。

\*\*\*\*\*

#### 本書の目的

本書の第一の目的は、金融システム危機のもとでの中小企業金融の現状についてデータに基づいた冷静な議論を行うことである。地域金融機関には、地域企業が発展していく際に、金融面から規律付けを与え、また、人材に乏しい地域企業を金融面から支えるという機能が期待されているのであるが、そうした地域金融機関の本来の役割が果たせているのかを検証することが第一の目的である。

第二の目的は、中小企業金融における信用保証制度の役割を積極的に評価することである。民間金融が機能不全を起こした場合、政府による直接融資か政府による信用補完といった政策対応が必要である。一定規模の直接融資の必要性を否定するわけではないが、筆者は民間銀行の融資ノウハウを利用できる信用保証制度が、中小企業金融対策の中心に座るべきだと考えている。しかし、信用保証制度についてのまとめた研究はそれほど多くなく、信用保証制度の

果たしてきた機能や果たすべき役割について、データに基づいて実証的に議論する必要がある。

第三の目的は、中小企業金融の担い手である中小企業金融機関のガバナンス問題を考えることである。なぜ改革が進まないのか、どうしたら改革を進めることができるのかは、究極的には、各金融機関のガバナンスをいかに構築するかという問題に行き着く。しかしながら、地域金融機関の重要な核である信用金庫や信用組合、JAなどの協同組織金融機関には、金融のプロの圧力が働きにくい。協同組織金融機関の場合には、監督当局による規律付けが中心にならざるを得ない。

監督当局と金融機関の関係を考える場合、監督当局からの民間金融機関への天下りは興味深い慣行である。天下りは金融行政を不透明なものにしかねないが、すべての天下りが悪いとも限らない。密接な監視を行う効率的な方法とも考えられるからである。本書では、天下りを信用金庫のガバナンスの観点から検証するが、こうした外部からの検証自体が、監督官庁と金融機関の緊張関係を維持する上で重要な働きをするものだと筆者は考えている。

## 本書の構成

本書は、序章と12の章から構成されている。第1章が全体のイントロダクションとなっており、第2章から第4章で中小企業金融の実態の分析を行う。第5章から第6章は、信用保証制度の役割の分析である。第7章から第10章で信用金庫のガバナンス問題を扱う。第11章と第12章は、地域金融システムの将来像を考察する。

第1章「地域金融システムにおける中小企業金融」では、地域金融に関する基本概念を整理し、地域中小企業への金融の枠組みについて

概観している。

第2章「金融システムの動搖と再構築」では、地域金融システムの担い手である地域銀行（地方銀行と第二地方銀行）の現状について実証的に検討し、地域金融システムの将来像を考察している。

第2章第2節では、地域銀行及び信用金庫、信用組合の現状を業態ベースのデータによって分析した。第2章第3節では、破綻した地域銀行（問題銀行）と健全な地域銀行（安定銀行）の差異がどういった要因で生じたのかを個別銀行の財務データを利用して分析した。1986年の時点でも、安定銀行に比べると問題銀行は不動産業向け貸出の比率が高く、1990年3月末までの4年間に、問題銀行は不動産業向け貸出を大きく伸ばしている。1990年3月期決算で、全預金の4割近くが自由金利定期預金（最低残高1000万円）であった問題銀行もある。預金面では、個人の零細預金を吸収するのが地域銀行、特に第二地方銀行の特徴であるとされてきたが、問題銀行では大口定期に依存する傾向が強かつたのである。しかも、定期預金のうち、満定期間が3ヶ月以内という短期の預金が問題銀行では多かった。問題銀行の多くが不動産担保に頼りすぎ、借り手企業の事業内容について十分な審査を行わなかった可能性が強い。

第3章「中小企業金融機関の経営不振と中小企業金融」では、中小企業にとっての金融機関の役割及び、中小企業の資金繰りの悪化の状況と金融機関の健全性の低下の関係について実証的に検証している。その結果、大企業向け貸出に比べて、中小企業向け貸出の方が銀行の自己資本比率に敏感であることが明らかになった。

第4章「金融システム危機下での銀行の融資姿勢」では、銀行のリスク負担能力が低下して、貸出額を減少させる場合、貸出先数を減らすの

か、あるいは、一件当たりの貸出金額を減らすのかで、銀行のとるリスク総量への意味合いが異なることを指摘している。その上で、取引銀行や地域の他の金融機関がどちらの政策をとっているかによって、中小企業の資金繰りへの影響が異なることを議論している。

第5章と第6章は、中小企業金融における信用保証制度の役割について議論している。

第5章「金融システム危機下での信用保証制度の重要性」では、まず、中小企業貸出金利の推計などを交えながら、信用保証制度が重要な役割を果たさざるを得なくなっている中小企業の現状について説明している。後半部分では、標準的な平均・分散アプローチを使って、利子補給ではなく公的な信用保証がなぜ重要なかを説明している。

第6章「信用保証制度の果たしてきた役割と今後の課題」では、信用保証制度がこれまでに果たしてきた役割を実証的に検証している。たとえば、信用保証制度が問題銀行の延命につながっていなかったかを、問題銀行の信用保証制度の利用状況を詳細に分析することによって検討している。結論から言えば、問題銀行による信用保証制度の乱用は起こっていなかった。本章の最後の部分では、信用保証制度の今後のあり方についても議論している。

第7章から第10章では、信用金庫のガバナンスについて分析を行っている。

第7章「信金・信組におけるガバナンスと総代制度の課題」では、信用金庫のガバナンス強化策としての総代会制度改革について議論している。金融・経済情勢の大きな変化の中で、信金や信組は仲間内組織からの脱却が社会的に強く求められるようになった。現在、ガバナンスの強化を目指して総代会制度の見直しが進められているが、総代制度を強化しても健全性の向

上には限界があり、金融当局による適切な監視・監督が不可欠であることには変わりがないことを強調している。

第8章「信用金庫における天下りと経営・費用構造」は、天下りの受け入れの有無で信用金庫の経営・費用構造にどのような違いがあるかを検討している。預金額、貸出額、職員数、本支店数などの規模変数で測ると、天下り型信用金庫の規模の方が相当大きいことが明らかにされている。次に、天下りを受け入れる要因について、天下り受け入れ関数の計測を通じて検討してみた。この結果、当期利益金・経常収益比率が有意にマイナスに効いていることが判明した。第三に、全信用金庫を対象に5つの特性値を利用して、クラスター分析を行った。その結果、強天下り型信用金庫に特有のクラスターを見つけることはできなかったので、強天下り型信用金庫に特有の戦略があるという仮説は支持できない。第四に、信用金庫のトランスログ型費用関数を推定してみた。現在天下りを受けているか否かという弱天下り基準では、費用関数に差異がでてこなかったが、継続的に天下りを受け入れてきたか否かという強天下り基準では、費用関数に差異が生じていた。

第9章「天下り役員とコーポレート・ガバナンス：信用金庫における支出選好行動」では、信用金庫の支出選好行動を分析した。信用金庫のような協同組織金融機関の場合、株式会社のような株主（ないし株式市場）による規律付けは働く、経営者の支配力が強いと考えられている。したがって、経営者が所有者（信用金庫の場合なら会員）のためではなく、自らの欲求を充足するために、過大な支出を実行する可能性がある。そこで、本章では先行研究に基づいて、信用金庫の労働需要関数を推定することで、支出選好仮説を検証することにした。本章の分

析の特徴は、その際に、天下り役員の受け入れの有無を考慮に入れている点である。天下りが、規制当局の監視を強めて経営者への規律付けを強化しているのか、反対に、規制当局と信用金庫のなれ合いを助長して、経営者への規律付けを弱めているのかは、日本の金融行政や金融機関のガバナンスを考える上で大変興味深いからである。本章での実証結果によれば、天下りを受け入れている信用金庫の方が、そうでない信用金庫よりも、過大な労働を需要しており、天下りが規律付けを弱めているということになる。

第10章「信用金庫の不良債権ディスクロージャー」では、信用金庫の経営陣に対する規律付けメカニズムとして期待されるディスクロージャー規制について紹介した上で、信用金庫の不良債権ディスクロージャーについて実証研究を行った。その結果、信用金庫は不都合な情報ほど隠そうとする傾向があること、健全な信用金庫ほど情報開示に積極的であること、競争が激しい地域の信用金庫ほど情報開示に積極的であることなどが明らかになった。金融機関の自主的な開示に任せておいても一定の開示は行われるが十分ではなく、不都合な情報を隠すことができないように厳格なディスクロージャー規制が不可欠であると考えられる。

第11章「地域金融における収益追求と地域金融機関の公共性」では、金融機関の行動に収益基準以外の視点をどのように組み込んでいくかを検討している。金融ビッグバンの進展により、金融機関経営の一層の効率化が求められ、金融機関の投融資に対する規制もますます緩和されていくものと思われる。しかし、自由な金融市場であると考えられている米国においてすら、銀行の活動に社会的な制約を加えている。本章では、まず、社会的規制の代表であると思

われる米国の地域社会再投資法（CRA）について詳細に検討した。次に、本書では、中小企業金融を主たる話題にしたために十分に触れられなかった地域金融システムの他の重要な要素である地方公共団体金融について各業態の取り組み状況を分析した。収益性と公共性が矛盾しがちな地方公共団体金融は、地域金融機関の経営や地域金融システムのあり方を考える場合、忘れてはならない視点である。

最後の第12章「地域金融再編の方向性」は、これまでの分析をふまえて、将来の地域金融に期待される役割を論じている。情報通信技術の発達、代替金融機関の存在、新型貯蓄商品を開発するには大きなコストがかかること、などの理由から、貯蓄機関としての地域金融機関の重要性は薄れていくと言うのが筆者の事実認識である。したがって、将来の地域金融機関の「不可欠性」は与信面に見いださなければならない。しかも、直接金融市場が発達していくことを考えると、直接金融市場で資金を十分とれる企業ではなく、それ以外の企業への与信が地域金融機関の「不可欠な」役割になるものと予想される。つまり、与信能力を高めていくことが地域金融機関の最重要的課題であると考えられる。その点で、「貸し済り」は地域金融機関の貸出・審査能力が十分ではないことを示している。地域金融機関の審査能力が十分に高ければ、貸出債権の証券化も可能であろうし、やみくもな資金回収を行うこともないであろう。「貸し済り」によって顧客企業が離れていくしたら、地域金融機関は自らの存在意義を否定しているものと言わざるを得ない。最後に、地域金融機関の健全性向上策としてのナローバンク提案と、地域金融機関の公共性とについてそれぞれ簡単に議論している。